

告示

埼玉県 告示

埼玉県公営企業告示第一号

埼玉県流域下水道事業告示

埼玉県

令和三年埼玉県公営企業告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等

埼玉県流域下水道事業

を定める告示）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

埼玉県 知事 大野元裕

埼玉県公営企業管理者 北島通次

埼玉県下水道事業管理者 今成貞昭

別表中第三号を次のように改める。

三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
	ロ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 八十円

別表第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の一号を加える。

四 スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。以下同じ。）により読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	イ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
	ロ 光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 八十円

別表備考5中「第三号」の「及び第四号」を加え、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3を同表備考4とし、同表備考2の次に次のように加える。

3 スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写するときは、当該公文書と同じ大きさでスキャナにより読み取ることとする。ただし、同じ大きさで読み取ることができない場合においては適宜分割し、あるいはより大きな大きさで読み取ることとする。